

# 市民文教委員会会議録

平成25年5月28日(火)

(開会) 10:01

(閉会) 13:31

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会職員の処分について (教育総務課)
2. 平成24年度に発生した体罰について (学校教育課)
3. 公用車による交通事故発生について (生涯学習課)
4. 飯塚市史編纂業務の進捗状況について (文化財保護課)
5. 内住産業廃棄物処分場に係る「措置命令」について (環境整備課)
6. 差額シールの販売終了について (環境施設課)
7. 第二次行財政改革大綱(素案)について (行財政改革推進課)

## 【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について

---

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会職員の処分について」の報告を求めます。

教育部長

中央公民館所属職員が器物損壊行為により逮捕された事件に関して、懲戒処分を行いましたのでご報告いたしますが、説明に入ります前に衷心より陳謝申し上げます。市民の皆さまをはじめ議員の皆さまに大変ご迷惑をおかけすることとなりました。大変申し訳ございません。

本事件は、中央公民館所属の50歳代女性職員が、嘉穂郡内に住む女性の所有する乗用車の屋根等に塗料を浴びせ、ドア、フェンダー等に線状の傷を入れ、他人の器物を損壊し、4月15日に飯塚警察署に逮捕されたものでございます。逮捕後、被害者との和解、示談が成立いたしましたことから、飯塚区検察庁は4月30日に不起訴処分としておりますが、教育委員会より市長に対し、当該事件に対する協議を依頼し、人事諮問委員会の答申に基づき、5月10日に減給10分の1、2カ月の懲戒処分を行っております。

今回の事件は、市職員の信用を失墜させる行為であり、市民の皆さまをはじめ議員の皆さまにも大変ご迷惑をおかけすることとなりました。処分後直ちに所属長を集め、服務規律の徹底を図るよう職員の指導を指示いたしました。今後も引き続き、二度とこのようなことのないよう職員のモラル、資質の向上に努め、市民の皆さまの信頼を回復してまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

岡部委員

余計なことも知れないですけどね、いろいろ私も聞きましたら、この問題についてはこの時始まった問題じゃないと。その前からそういったことがあったというふうなことも聞いたわけですよ。処分の内容とかなんとかという問題はこれはこれとして受け止めますけれど、そういった話が出てきているときに、大体上司の方っていうのはどういうふうに認識をして、判断をされておられるのか、ちょっとそこのところだけ聞きたいんです。出てきたから申し訳ございませんでした、こういう処分をいたしましたで済む問題じゃないと思うんですよ。多分この問題はその職域というか現場の問題からすればね、ある程度わかっておった問題もあるんじゃないのかなという気がするんですけどね、なければなくていいんです。だけど、私はある人から聞いたときに、いやいやこれはもういろいろと深い訳がございましてというような話を聞いたもんですからね。あまり詳しく聞いたことの内容については答えられませんけど、大体周辺の人には分かっていたんじゃないかというふうなことを言われたんですけど、そこんところはどうか。

教育部長

その点につきましては、当然上司をはじめ職員について、以前からそういうふうな当該職員の兆候が見られたのかどうかという確認はさせていただいておりますが、全く勤務時間中については今回の事件に関連するような行動はみられなかったというふうに聞いております。

岡部委員

分かりました。それでこういった問題点というのはあって何も不思議じゃないんですよ。ただ問題は、やはりあなた方が公職につかれているっていう立場の中で、同じことやってただの民間人がやるのと、あなた方がやるのと影響が全然違うわけですからね。ぜひ、そこところはいつもの報告事項で、いつも交通事故を起こして大体飯塚市の方が悪いというふうな形の中でだされているけども、やはり、こういった問題が出てこないような、綱紀の肅正といえますか、引き締めというのは十分に気をつけてやってください。お願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年度に発生した体罰について」の報告を求めます。

学校教育課長

平成24年度に発生した体罰についてご報告いたします。

平成24年度に発生した体罰について、平成25年2月末までに全教員及び全保護者と子どもにアンケート調査を実施いたしました。

その後、各学校でアンケート結果をもとに校長による教員・保護者・子どもからの聞き取りののち、学校より体罰についての報告を文書で受けました。

その結果を受け、3月22日第三者を含めた検討会議を開き、その結果体罰の事案として4月15日に5件5名で県に報告しました。

飯塚市教育委員会といたしましては、飯塚市内の学校において児童生徒に対する体罰の事案が発生したことを重く受けとめ、「体罰によらない生徒指導について」、文書にて通知いたしました。更に臨時校長会議を開き、体罰によらない生徒指導について教職員への指導を徹底させるとともに「体罰によらない学校体制づくり」について校長研修を行いました。また、当該教職員及び管理監督職員に対して厳しく指導するとともに訓告等の措置を行いました。

今後は、体罰によらない生徒指導を推進させていきますが、体罰の事案が発生した場合には、速やかに報告をあげるよう指導いたしました。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

この体罰の件について今報告があったんですけど、何らのペーパーもないんですね。当然資料として出されるべきだと思うんですが、その点出していただけます。それが1点。もう1点が、今回の報告については平成24年度に発生した体罰についてとなっています。23年度以前、これ以前についてはどのようになっていたのか、今回のアンケートについて、どのような形でなされて、結果24年度だけあがってきたのか、それともその前も含めて調査をして、今回にあがったのは24年度だけというふうな形になっているのか、その点も含めて、出来ましたらそのアンケートを、どういったアンケートをしたのか、そしてまたその経過を含めて資料として出していただきたいと思うんですが、どうですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:10

再開 10:11

委員長

委員会を再開いたします。

学校教育課長

資料、アンケートにつきましては、次回報告させていただきます。先ほど言われました、まず公表についての内容につきましては、口頭にて報告をさせていただくようにしたいと考えております。23年度以前の体罰の調査につきましては、24年度中の事案のみとなっております。また、23年度以前につきましては、管理監督者、教職員等の異動等、また児童生徒の卒業等をしておりますので、現在アンケートの調査は困難であると考えております。教育委員会といたしましては、今後体罰のない学校づくりを強化していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

江口委員

今理解をと言うお話があったんだけど、とても理解できるものではないと思っています。この体罰の問題については、それこそ年末年始からずっと報道があったわけでしょう。それも含めて、先般の代表質問でさせていただきました。ですよね、教育長。今口頭で報告させていただきたいというお話がありましたが、このような案件を口頭のみで報告するなんてそれくらいだったら報告させない方がいいと思いますよ、委員長。案件に沿ってきちんとこれについては資料が必要なのかどうかは、きちんと判断をしていただきたいと思っております。まず何よりも報告する側が、これが口頭でいいものかどうか、それを十分考えてやられるべきであると思っています。そしてまた、今回については24年度だけなんだと、それ以前については、人事異動もあっていて。子どもも卒業しているので今回は調査対象に含めていないというお話でございましたが、なぜ今この体罰の部分が、話に上がっているかどうかを考えると、調査があったということを見ると、それ以前のことも含めてきちんと対応すべきだったということをおっしゃる述べておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

体罰についてですが、5件5名というのはこれはこれでももう済んだことで仕方がないのかなと思うんですけど。ただ子どもに特に中学生は先生達はもう叩かれないということを知って、わざと先生を挑発するような行為がみられるんですね、多々。これは叩いてはもういけ

ないと体罰はいけないということになっているので、こういった生徒とかその保護者についての毅然とした処分という言葉が正しいのかどうか分かりませんが、高校であれば停学とかいうような処分があるんですけども、学校出校停止とか、厳しい処分もですね、今後きちんと校長会なり話をしていただかないと、先生達は我慢してばかりで、生徒がもう増長してしまって学校の中がもう取り返しのつかないようなことになるということもありますので、そこら辺は教育委員会の方で指導なりをしていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

生涯学習課長

公用車による交通事故の発生について、ご説明いたします。資料として、事故現場見取図を添付いたしております。

平成25年2月22日、金曜日の午後2時35分ごろ、飯塚市有安675番地付近、県道415号口ノ原稲築線、飯塚市仁保の交差点において、飯塚市立図書館公用車が配本業務のため、颯田図書館から庄内図書館へ移動している際、仁保の交差点にて赤信号のため停車したところ、後方から来た小型トラックに追突され、その衝撃により同じく信号待ちをしていた前方車両に接触し、当該公用車の窓ガラスを含む、前方部及び後方部の全面を損傷したものでございます。運転をしておりました、図書館指定管理者である、株式会社図書館流通センター職員は、追突時の衝撃により、首から腰にかけてムチウチの症状があり、医師より10日程度の安静が必要と診断されておりました。現在は、職務を遂行できるまで回復いたしております。相手方のトラック運転手については、けが等はありません。

事故の原因につきましては、事故後、警察の立ち会いによる検証の結果、相手方のトラック運転手が居眠り運転を認めており、当方に過失がないことを確認しております。

損害賠償につきましては、過失割合が、市0%、相手方100%となり、対人賠償については、現在も通院はされており、治療経過中なので、示談が締結できておりません。対物賠償については、平成25年3月13日付で相手方から物件損害に関する承諾書の提出により、損害賠償金27万円の入金がなされまして、示談が成立したところでございます。

なお、今回の事故につきましては、当方に過失はありませんが、職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っているところであります。また、市立図書館におきましても、今後、公用車の運転業務に際しては、再度安全確認の徹底を行い、運転中における周囲への注意喚起を怠らないよう、全図書館職員に徹底指導を図ったことの報告を受けております。

以上、簡単ですが、公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

道祖委員

交通事故の関係は市全般にかかる事なので、教育委員会にお尋ねするつもりはありませんけれど、ここに副市長がいらっしゃいますのでお尋ねしたいと思っておりますけれど、大体いつもこういうことが出てきたら言われることがですね、保険の方で払うから損害はないということで、市としては財政的な損害はないということなんです。それで、これから気をつけます、これから気をつけますと従来から言われておりますけれど、これはどうなんですか。事故を起こした場合、不注意で起こした場合、自分の方が被害者と加害者という部分があるんですけど。加

害者の場合は、それは人事評価制度の中で取り入れるようになっているんですかね。これはどういうふうな扱いになっているんですか。それは教育委員会の話じゃないと思っておりますけれども、全般にかかることですのでここは総務部長がいませんので、代表されるのは副市長かなと思いますけれど。

教育部長

副市長をご指名のところ申し訳ありませんが、私は以前人事の方を担当しておりましたので、お答えさせていただきますと、今職員の方が加害者になった場合の対応ということでのご質問でございますけれども、これについての一定の基準を設けております。交通事故の量定によりまして懲戒処分も含め、基準を設けておまして、それに従っての措置をとっておりますので、今ご指摘ございますように事故の報告だけで、終わっているという状況ではございませんので、ご報告をさせていただきます。

道祖委員

であるならば、どこかの時点で例えばその行政全般で、年度終わりなりに1年間にどういう事故があってそれについては、どういう処分をしたというようなね、やっぱり評価というのはですね、議会に示す必要があるのではないかと、していますかね、そうですかね。ちょっと記憶がないもので。

財務部長

管財課は今年から財務部の所管になりましたので、少しお答えさせていただきます。交通事故の発生件数に関しましては昨年度から総務委員会の所管になりますので、総務委員会の方では過去3カ年度の発生件数、事故原因等についてご報告をさせていただいております。また、処分等についてはまだそこまでご報告はしておりませんが、未然防止に向けた取り組み等につきましても、ご報告をさせていただいております。

道祖委員

副市長はしたと言うけれどしてないじゃないですか、今。基準をつくってその結果としてその基準に対してどうであったかということを示すべきじゃないかって言っているんですよ、議会に対して。それを要望しているだけじゃないですか。手を挙げて言ってください、答弁するなら。以上です。ちゃんとそれはするべきだと思いますよ。そうしないとどうしても僕ら議員としても、結果として何もしてない。人事評価、やっても別に保険でやっているんだから何もやってないと。それはいかなものかというその疑念を持つんで、それをちょっと徹底的にやるべきじゃないかなと。そういうことをやることによってその職員に対しては指導をしているんでしょうけれど、改めてまた、指導のあり方が強まるというような感じもいたしますので、今後よろしくご配慮をお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市史編纂業務の進捗状況について」の報告を求めます。

文化財保護課長

飯塚市史編纂業務の進捗状況について報告いたします。

飯塚市史編纂業務については、新市合併10周年の平成28年3月の完成を目指して、一昨年の平成23年8月から5カ年計画で、現在編さん作業を進めております。本件につきましては、平成23年9月27日の本委員会で概要と今後の計画について報告いたしましたが、1年半を経過しておりますので、今回中間報告をいたします。

編さん委員会では、編纂の基本方針、市史の構成、大まかな目次等につきまして検討し、書

名を歴史の「史」を用いた「飯塚市史」としております。平成24年度には、企画編集有識者会議を立ち上げ、平成24年6月から4回にわたり、各部会の構成、執筆者候補、書名、監修、字詰め、体裁、執筆要綱等について検討を行い、現在、各執筆者では関係資料の抽出と整理、資料調査、市内の自治会等に出向いて、昔の暮らしについての聞き取り調査を実施しております。市史の構成については、上、中、下の3巻構成で、B5判、各巻900ページ、現在のところ1000部を作成する予定にしております。上巻と中巻には、歴史の古いところから、新しい方へ、原始、古代、中世、近世、近代、現代の順で、歴史的な変遷を通史的に執筆いたします。各部門350ページ前後を予定しています。下巻は、これまで編さんした行政史編、聞き取り調査による昔の暮らしを記録する民俗編を執筆する予定にしています。また、写真集は、A4判、100ページで1000部を作成する予定です。

今後、全体の章だてが出そろい、内容が固まれば、経過報告を再度本委員会に報告して、市報等で市民の皆さんにお知らせする予定にしています。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「内住産業廃棄物処分場に係る「措置命令」について」の報告を求めます。

環境整備課長

内住産業廃棄物処分場に係る「措置命令」についてご報告します。

内住の産業廃棄物処分場につきましては、昨年7月3日、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の支障の除去等に必要な措置を講じるよう、設置者に命じることを義務付けた判決が確定し、これを受けて県は調査専門委員会を設置するとともに、処分場内のボーリング調査を実施し、措置命令の実施に向け、検討を重ねておりましたが、今月16日、鉛が溶け出している中心部分の廃棄物の撤去または不溶化処理を行うこと、廃棄物の埋立区域内の地下に溜まっている水を抜き、浄化して放流すること、雨水の排水設備を整備すること、埋立区域を遮水できる資材で覆うこと。あわせて、埋立区域内のガス抜き対策を実施すること、工事着工後、浸透水のモニタリングを継続して行うことを内容とする措置命令を行いました。

新聞等で報じられておりますとおり、県は設置者に対し、7月30日までに措置計画書を提出するよう求めていることから、市としましては、引き続き地元住民の皆さまと連携しながら推移を見守り、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「差額シールの販売終了について」の報告を求めます。

環境施設課長

差額シールの販売終了について、ご報告いたします。

平成21年6月のごみ処理手数料の改定に伴い、それ以前の旧指定袋及び旧粗大シールに貼付していただいている差額シールの販売は、現在、本庁及び各支所で行っております。この差

額シールは、販売開始から4年が経過し、販売枚数が減少しておりますことから、平成26年3月31日で販売を終了したいと考えております。この終了に伴い、差額シールの必要な市民への周知につきましては、市報・ホームページ・差額シールを販売しております窓口等で周知徹底を図り、平成26年3月までに必要な差額シールの購入をお願いしてまいります。

なお、差額シールの購入を出来なかった方のため、平成22年10月から行っております旧ごみ袋・旧粗大ごみシールと現在のごみ袋・粗大ごみシールへの交換については、差額シールの販売を終了したあとも、更に延長いたしまして、平成27年3月末日までの1年間継続してまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第二次行財政改革大綱(素案)について」の報告を求めます。

行財政改革推進課長

第二次行財政改革大綱(素案)について報告いたします。

第二次行財政改革の取り組みにつきましては、平成18年度に策定しました行財政改革大綱の計画期間が平成22年度までであること、また、現在取り組んでおります行財政改革実施計画(第一次改訂版)の計画期間が平成25年度までであることから、合併特例措置の終了や社会経済情勢の変化等を考えた場合、今後も引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要があることから、新たな行財政改革大綱及び、これに基づく行財政改革実施計画を策定することといたしております。

今回、大綱の策定に先立ち、大綱(素案)が附属機関である飯塚市行財政改革推進委員会での審議を経て、作成されましたので、その概要を報告するものであります。

お手元の資料第二次行財政改革大綱(素案)をご覧ください。

1ページをお願いいたします。本大綱(素案)は大きく「第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」、「行財政改革の基本的な考え方」、「行財政改革の進め方」の三章で構成しております。

まず、「第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」では「1、行財政改革のこれまでの取り組み」を2ページに、「2、市のおかれている状況」を3ページから8ページにかけて記載しております。このうち「2、市のおかれている状況」では、3ページの「(1)市が抱える課題」として少子高齢化等の人口問題をはじめ、地域経済の低迷や地域コミュニティにおける課題など、本市を取り巻く社会的状況が一層厳しくなる中では、効果的、効率的な行政運営が必要である旨の記載をしております。同じく、4ページから8ページにかけては「(2)地方分権の推進」として地域の実情に応じた自主的取り組みの必要性、「(3)財政状況等」として「市税」、「地方交付税」、「人件費、公債費」、「財政調整基金、減債基金残高」の推移を現時点までの決算ベースでの実数値と巻末に別表として添付しております財政見通しに基づく推計値により記載しております。なお、巻末の「別表 財政見通し」につきましては、昨年の12月議会開会中の全委員会において報告いたしました「財政見通し」の通常分と特別事業分を合わせた表となっております。

次に、9ページから10ページにかけて「行財政改革の基本的な考え方」を記載しております。9ページの「1、基本的な考え方」において、総合計画の都市目標像である「人が輝きまちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」の実現のための行財政改革である旨の記

載をおこない、「2、基本方針」において、行財政改革を進める上での4つの基本方針「市民等との協働（パートナーシップ）による行政運営の推進」、「効果的で効率的な行政運営の推進」、「持続可能で健全な財政基盤の確立」、「時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」を掲げ、「3、基本方針の考え方」においてそれぞれの内容を記載しております。

次に、11ページ「行財政改革の進め方」の、「1、期間」においては、大綱の期間は10年とし、大綱に基づく実施計画の期間は5年単位とする旨を記載しています。「2、目標」においては、先ほど説明いたしました4つの基本方針により行財政改革を進めることで達成される具体的目標として、平成35年度時点で財政調整基金（減債基金含む）積立残高を標準財政規模の約20%、64億円以上とすること。地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は70億円以内で推移するようにすること。平成35年度時点で単年度収支を黒字化することを掲げています。「3、推進体制」においては大綱に基づく行財政改革の推進体制並びに進行管理と公表について記載しております。以上が第二次行財政改革大綱（素案）の概要でございます。

次に、市民意見募集につきましては、5月1日から5月21日までの期間におきまして、市ホームページおよび、本庁、支所、各12地区公民館、イイヅカコミュニティセンターにおいて募集し、期間中、7件の意見をいただきました。

意見の内容としましては大綱（素案）そのものや、今後の行財政改革の必要性がわかりづらいというご意見が大半でございました。

行財政改革において市民の皆さまのご協力、ご理解は何より必要なものとなりますので、大綱策定の背景や必要性について更に市民の皆さまの理解が得られるよう、検討していきたいと考えております。

最後に、第二次行財政改革の取り組みに関する今後の予定でございますが、議会、市民意見を踏まえた大綱の策定作業と併せて、現在、庁内においては、大綱（素案）に基づく実施計画の策定に向けた職員提案並びにヒアリング等の作業を進めておりますので、行財政改革推進委員会での十分な審議をいただき8月を目途に大綱並びに実施計画を策定していきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

道祖委員

これ何度も素案を事前に目を通したんですけれども、市民の意見で分かりづらいというのがあったということなんですけれども、分かりづらいと思います。正直言ってですね、どこまで詳しくするのかっていうのはやっぱりいろいろあるんだろうと思いますが、市民に対して現状を説明するのであるならば、これはもう少し具体的に出した方がいいんじゃないかなというふうに思っております。まず、大綱の第2次行財政改革大綱策定の背景と必要性とあるわけなんですけれども、ここに書いているのは読めばそのとおりなんだけれども、必要性についてだからもう少し行革が必要なんだというようなことを書くべきじゃないかなというのがあるんですけれども、そういうのを盛り込むつもりはあるのでしょうか。

行財政改革推進課長

非常に分かりにくいという質問委員のご意見でございます。これにつきましては、市民意見でも必要性について分かりにくいというようなご意見をいただいております。また今、質問委員が言われますとおり必要と背景の部分で言いますと、必要性については巻末の資料で財政の見通しの表の中で、収支のバランスのところを掲載しているわけでございますが、具体的にその必要性についての記載をこの中に盛り込んでないというか、表現が薄いということでございます。



ます。それについてはもうそのとおりだと思います。それにつきましては今後、行財政改革推進委員会にも報告いたしまして、最終的な大綱を作成する段階で分かりやすさも含めて検討させていただきたいと思います。ご了承お願いいたします。

道祖委員

それと合併特例債の関係、合併して合併特例債は10年から15年に伸びたわけですよね。そういう記載がないけれど、そういうことはやっぱり記載しておった方がいいんじゃないですか。そのような気がしますけれどね。それとともに5ページに、地方交付税の関係が書いてるんですよ。地方交付税の中段ぐらいに財政見通しでは平成34年度は、190億3000万円と推計しており、平成23年度と比較すると15億5600万円増加すると見込んでいます。これは生活保護費や社会福祉費等の扶助費の増加や地方債の返済に対する算入分が増加しているためですというふうになっているんです。一番後ろの表もそういうふうになっているわけですね。財政見通しの中の数字はなっている。問題はここなんです。しかし、実質的には合併市町村の特例措置であった普通交付税の合併算定替が平成28年度から段階的に終了し、平成33年度からは1本算定になるため、平成23年度の交付額と比較すると約29億8000万円減少すると見込んでいますと。これが一番大事なところじゃないかと、これまでの議会の中で言ってきているつもりなんです。この前段とですね、しかしからの整合性がどこに示されているかと。要は地方交付税の推移と社会保障費の推移の関連表とかそういうものが示されていない。だから、端的に読めば交付税そのものが増えているから大丈夫じゃないかと単純に数字を見るとそういうふうになってくるんですよ。だから、これを文書で書いてますけれども、やはりここに書いてる29億円は少なくなっているというのは、現実には使える金が少なくなってくるわけですよね、単純に言えば。交付税は社会保障費でふえてきているからそれはもう義務的経費ですよ。投資的経費の部分については減っていったはずなんです。だからその関係が言葉だけで見えない。こういうものが図表で折れ線グラフとかそういうふうにして、関係を全部そうなんですけれども、市税の収入額とか地方交付税は一つずつ棒グラフにしてますけれども、これと全体の関連性のあるところを関連づけたクラブとか図表を示すことによって、市民に理解をいただくというような形をされた方がいいんじゃないかと思うんですけれども、どう思います。

行財政改革推進課長

5ページの の分でございますが、この地方交付税の推移につきましては表現としてはそのとおりの記載をさせていただいております。今おっしゃっているのは多分必要性のところの中で、やはりこの地方交付税の部分とかも含めて、実質こうなるんだよというところは、必要性の中で整理していこうかというふうを考えていきたいと思います。

道祖委員

あのですね、しつこく言いますけれども、見慣れた人だったらある程度わかるかもわからない。いきさつを知っている人なら1本算定とかですね。ただ一般市民の人に現実的に実態を知らしめて、今後の予測を知らしめて、行財政改革に取り組むということであるならば、ここが一番肝心なんじゃないかというふうに思っているんですよ。例えば、財政見通しの数値を全部見ますとね、歳入歳出の問題でそんなに大きく財政が足りないんだという数字になっていないんですよ。ところがこれは、よく見ると今、合併特例債を使って投資的経費はどんどんやっているからいいんですけれど、これは平成31年度からもう投資的経費はありませんよというような数字になっているんですよ。これはこういうふうになっていったときに地域経済に対して、相当な影響が出ますよというようなことになっていくんじゃないかというふうに私は思うんですよ。そういうことを数字だけではなくて、やはりぱっとみでわかるようにしておくという必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてどう思います。どこまで具体的に示すか。ページ数が多いと最初のほうは見ているけれど後ろの方

は見ないとかね、そういう傾向になりますけれど。ただと要点はなんなのか。単純な話、収入と支出のバランスが狂ってきていますよと、だから行財政改革をしなくちゃいけないと。それで支出が増えているのはどこですよと。なおかつ、そのバランスをとるために投資的経費とかそういうものを減らしていかざるを得ないんですよ。義務的経費の中でも人件費を減らしていかなくてはいけないですよと、いうことに尽きるわけでしょう。私はそう思うんですけど、そういうのを具体的にグラフで見えるようにした方がいいんじゃないかなあと、説明しやすいんじゃないかなあと。どういうグラフがいいかわかりませんが、どれとどれを関連づけてグラフに表に示すかというのは、あなた方のお仕事だとは思いますが、ただこれをみる限りにおいては、おそらく市民の人は分からないですよ。私だってこれは追いかけないと分からないんだもん。市民の人は私以上に優秀な方が多いとは思いますが、どう思いますか。

行財政改革推進課長

今質問委員の言われますとおり、12ページのこの財政見通しの表、これにつきまして網掛けを一番下の方にしておりますが、歳入歳出の差引額そういったところも含めてこの数字だけを追っていく形では非常に見えにくいというようなご指摘だろうと思います。それと全体的な表になっていますので、そここの投資的経費とかそういった分についても、一つ一つやっばり表とかグラフにしたほうがわかりやすいというふうに思いますので、最終的な大綱をつくる段階ではそういったところをグラフ化するなどして、もうちょっとわかりやすいやり方をつくってまいりたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

なお、本日報告のありました行財政改革大綱については、素案とのことですので、執行部におかれましては、本日の委員会で出された意見についても十分考慮したうえで、最終的な大綱策定をお願いします。

次に、「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

お手元に配付させていただいております、飯塚市立小中学校の再編整備に関する経緯について、まずご説明いたします。

「飯塚市立小中学校再編整備に関する経緯」と題しましたA4サイズ表裏印刷19ページの資料の1ページをご覧ください。

はじめに「公共施設等の在り方に関する第一次実施計画」の策定年月から時系列で2ページの幸袋地区の建設地の決定まで記載しております。

平成21年2月に存続させる学校を記載した「公共施設等の在り方に関する第一次実施計画」を策定したのち、教育委員会におきまして「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」を策定するため、平成22年2月にアンケート調査を実施しました。この結果を教育委員会会議や公共施設等の在り方に関する調査特別委員会や市民文教委員会に報告したのち、「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画(素案)」を作成し、公共施設等の在り方に関する特別委員会や市民文教委員会に報告し、その素案の説明会を平成22年の8月から9月にかけて、基本的に12中学校区単位で説明会を実施しました。これらの説明会などの意見を踏まえ、平成22年10月に「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」を作成し、市民文教委員会に同年11月に報告し、平成23年1月に公共施設等の在り方に関する調査特別委員会に「公共施設等の在り方に関する第二次実施計画(素案)」の報告がなされ、平成23年3月に「公共施設等の在り方に関する第二次実施計画」が作成されております。また、この報告を同月に公共施設等の在り方に関

する調査特別委員会に報告がなされているところです。

この「公共施設等の在り方に関する第二次実施計画」を踏まえ、幸袋中学校区、鎮西中学校区及び穂波東中学校区にそれぞれ施設一体型の小中一貫教育校を建設するにあたり、それぞれの校区における学校適地の選定を主体としてとりまとめ、飯塚市の教育方針を具体化する学校をはじめとした教育施設建設のための指針となる「飯塚市小中一貫校建設基本構想」の作成を平成23年4月からコンサルタント会社に委託し実施をしております。その中間報告を8月に作成し市民文教委員会に報告ののち、この基本構想に対するご意見をいただくため、基本構想検討会を公募による3中学校区の市民の方において開催し、鎮西・穂波地区においては9月から10月に実施しております。

次ページをご覧ください。平成23年9月には、幸袋・鎮西・穂波東中学校区においてそれぞれの地区の施設一体型の小中一貫教育校を建設するにあたり、建設適地を飯塚市教育委員会へ建議することを目的とし、各地区の自治会長会、PTAの代表などによる「飯塚市小中一貫校建設適地検討協議会」を設置し、その専門部会である鎮西・穂波東地区において建設適地の検討を平成23年11月から24年1月まで開催し、同月に同協議会において専門部会の報告に基づいた建議を決定し、同年2月に教育委員会に対し建議書の提出がなされています。

平成24年2月に市民文教委員会において建議書の提出について報告し意見をいただき、同月に鎮西・穂波東地区の建設地を、鎮西については飯塚市斎場北東の農地に、穂波東については平恒小学校敷地を建設地とすることを決定しております。

幸袋地区におきましては、2ページの3行目ですが、平成23年12月から平成24年4月にかけて基本構想検討会を実施し、また、6行下の平成24年6月から7月にかけて小中一貫校建設適地検討協議会幸袋地区専門部会を行い、同年7月に、教育委員会に対して建議書が提出されています。8月に建議書の提出報告を市民文教委員会に報告し、同月に幸袋地区につきましては現在の幸袋小中学校の敷地を建設地とすることが決定されています。

3ページ、4ページには幸袋の建設敷地の位置図を載せております。5ページには幸袋小中一貫校の建設スケジュールを、同様に鎮西地区、穂波東地区について6ページから11ページまで記載しております。

12ページからは小中一貫校建設適地検討協議会からの建議書の写しを鎮西・穂波東地区について12ページから16ページに、幸袋地区を17ページから19ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが経過説明とさせていただきます。

委員長

ただいまから、幸袋中学校区、鎮西中学校区及び穂波東中学校区小中一貫校建設地の現地調査を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 10:56

再開 12:33

委員長

委員会を再開いたします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹。

穂波東中学校区の小中一貫校建設工事基本設計業務委託が終了を迎えることから、その概要についてご説明させていただきます。お手元に配布させていただいております資料A3サイズの配置図を含めた4ページありますが、そちらをご覧くださいと思います。1ページ目には学校の配置計画を載せております。下の部分につきましては、既存校舎が右手、左手の校舎の部分につきましては、現在のグラウンド敷きで新しい校舎を建設する計画とさせていただきます。北側のグラウンドと表示をさせていただきます部分につきましては、現在農地で

買収をさせていただき計画でございます。基本的にこの配置につきましては、学校の配置図の右にあります県営の碓川につきまして、浸水等の被害がこれまでにございましたことから、敷地を学校敷きとしまして、堤防高21.5メートルを21.6メートルへ、校舎のフロアレベルを21.9メートルへとかさ上げすることによりまして、浸水の対策を講じたいというふうな計画としております。この開発の部分の内水につきましては基本的にその開発区域内でおさめまして、北側のグランド敷き及び既存校舎の新しく建てます体育館、駐車場敷きの下に調整池を設けまして、そこで調整をさせていただきながら、外へ流さず直接遠賀川へ排水する計画とさせていただきます。

続いて2ページをご覧くださいと思います。こちらは1階の校舎の平面図となります。既存の校舎につきましては右手の方となります。その既存校舎につきましては、大規模改修を実施しまして児童館、放課後児童クラブ等の集会室等を配置をさせていただいております。それと左手でございますが、こちらの方には現在のグランド敷きに新しい校舎を建設しまして、昇降口を中央部分に設けまして職員室等の管理諸室並びに小学校1年生から4年生までの普通教室及び給食調理場、プールを配置するという形の計画とさせていただきます。既存校舎の北側には、新たな体育館を設け、1階部分を少アリーナ・武道場敷きとさせていただきます。

3ページをご覧くださいと思います。これは2階の平面図となります。既存校舎の部分につきましては、特別教室を配置し、新しい校舎の部分につきましては、小学校5年生から中学校1年生までの普通教室並びに特別教室、ランチルームを設けております。体育館につきましては、バスケットコート2面を確保できる大アリーナという形とさせていただきます。

続いて、4ページをお願いします。こちらは3階の平面図となります。既存校舎の部分については、2階と同様に特別教室、新たな校舎敷きにつきましては、中学校2年生、3年生の普通教室並びに特別教室、多目的ホール等を配置させていただきます。体育館の部分については2階の吹き抜け部分という形とさせていただきます。

以上簡単でございますが、穂波東中学校区小中一貫校の建設工事基本設計業務委託の報告とさせていただきます。

続きまして、もう一つの資料がございます。A4サイズの幸袋中学校区の小中一貫校建設設計者選定プロポーザル実施要領についてご説明をさせていただきます。お手元に配布しております飯塚市立小中一貫校建設設計者選定プロポーザル実施要領の2ページをご覧ください。

1、設計者選定の目的ですが、この7行目中ほどに記載しておりますように「現在の幸袋小学校・中学校の敷地は、面積は4万1千平方メートル程度あるものの敷地が東西に長く階段状になっており施設レイアウトに高度の技術力を要し、更には周辺道路が狭く工事方法はもとより、完成後の通学路の安全確保や学校施設と結ぶ動線の取り方にも工夫が必要とされる。また、第二種低層住居専用地域として土地利用制限も課されていることから、幅広い知識と優れた設計技術力を持ち、類似施設の実績を有する建築設計事務所を対象に公募型プロポーザル方式による最良な設計者選定を行うこととしているところです。

2ページの「2 業務概要等」の「(2) 業務内容」で、その業務を幸袋中学校区の小中一貫校並びに児童センター建設並びに土木工事の基本設計業務、実施設計業務、各種申請業務としております。「(3) 履行期間」につきましては、平成26年8月までの約1年間を予定しております。「(6) 本業務に関連して別途発注予定業務」として、工事監理業務を明記しております。次にページめくっていただきまして、3ページ、「3 設計者選定の概要」ですが、「(3) スケジュール」で、公告を6月5日、参加表明書受付を2行下になりますが6月24日までとし、技術提案書受付をその4行下で7月22日までとしております。3行下の一次審査を7月31日に行い、下から2行目になりますが、二次審査を8月27日に行い、9月当初に設計者と契約するというスケジュールとしております。

次ページの「4 参加資格」ですが、(1)で参加者は単体企業、(3)で本市の測量・建設コンサルタント等有資格者名簿登載者とし、(7)で契約時点において市の委託契約を請け負っていないこととしております。(12)で参加者の実績条件として、平成10年4月1日以降に7千平方メートル以上の学校施設の基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有することとしております。「5 参加条件」では、(2)で、管理技術者は平成10年4月1日以降に地方公共団体における7千平方メートル以上の学校施設の基本設計及び実施設計業務(新築設計業務)を行った実績を有する技術者の配置を条件としております。次ページの(9)で協力事務所を加えることを可とし、(10)で協力事務所にあつては市内事務所を積極的に活用することとしております。

次の6ページの「8 費用負担」では、プロポーザルにかかる費用負担を参加者負担としております。「9 事務局」から9ページ後段までは事務手続きの詳細を表記しております。

「12 審査方法」では、(1)で、参加表明者中、参加資格、参加条件等をもっている参加表明者については全ての参加表明者に技術提案を要請することとし、(2)一次審査で技術提案を含めて審査のうえ、上位5者程度を選定し、(3)二次審査でヒアリング審査を行い、最優秀者1者と優秀者1者を選定することとしております。次ページ(4)審査項目及び配点割合等では、審査項目、審査事項及び審査のウエートを表記しております。最初に「設計事務所の実力」の項目におきまして技術者数、有資格者数、実績等により評価することとし、次の「担当するチームの能力」において、各技術者の能力、担当チームの編成及び地域貢献等により評価することとしております。今回の審査では、資格を有する参加者については、すべてに技術提案書の提出を求めることとし、業務実施方針及びテーマに対する技術提案を受け、経済性までの提出を受けた後に5者程度に絞り、その後にヒアリングを行った上で、特定者を選定することとしております。参加資格において実績要件を一定規模の学校施設設計の実績のある者としたうえで募集を行っておりますことから、設計事務所の実力及び担当するチームの能力においても一定程度の体制が整っていると考えられますことから、幅広く提案を受けるとしたものです。これは、庁舎建設の実施要領と同じ考えでございます。

各項目の審査のウエートは、表の右端の割合のとおりとし、全項目において評価審査を行った上で最優秀者及び優秀者を選定することとしております。

次ページ「14 その他」の(9)で、技術提案等については、プロポーザル特定後、最優秀者、優秀者をホームページ等で公表することがある旨を表記し、公表することがあることを承諾のうえ、参加していただくこととしております。

この本実施要領につきましては、庁舎建設設計の際の実施要領と基本的に同じ内容となっておりますが、技術提案書の公表を最優秀者、優秀者の2者にしたことや、技術者が関わった実績について添付書類を一部削除することなどにより参加表明をより受けやすくなると考えているところです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

穂波東中学校区の関係で現地を見させていただいて碓川との関係等見させていただきましたけれども、これまで審議の中で水害対策のことがいろいろ指摘されておりましたが、現地での説明ではそれに対応することは十分考えているということでありましたけれども、再確認でございますけれども、飯塚市小中一貫校を建設基本構想の中に書いております、安全で安心な学校づくり、この中には防災、防犯に対応した安全性を備えた施設というふうの方針が書かれておるわけですが、改めてこの場で確認させていただきますが、従来より心配されておりました

水害についての対応は十分できるという考えであるということで、確認してよろしいでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

これまでの水害対策ということでさきにご説明をさせていただきましたが、既存の校舎敷き並びに新しく建設する校舎敷きについてはかさ上げをさせていただくことで、この碓川の堤防高より10センチ程度高く、また校舎のプロアレベルについては40センチから50センチ程度高くなるという形になりますので、仮に碓川が氾濫しまして周辺が水に浸かったとしても、学校の敷地については、校舎敷きになりますけれども、その部分については水の影響はないということで水害の対策についてはですね、避難所としても活用できるというふうに考えておりますので、水害対策についてはできるというふうに考えております。

道祖委員

もう一点、では幸袋の関係では以前は地域交流施設と児童センターを併設するというふうな説明があったというふうに記憶しておりますけれど、これは地元との話し合いの中で、地域交流施設、これは公民館ですよね、公民館は敷地の中に併設するのか、しないのかだけ確認させていただきます。

学校施設整備推進室主幹

当初、この計画において第二次実施計画等でも公民館をあわせて複合するような計画としておりましたが、その後の協議の中で公民館施設につきましては、複合化しないという方向で決定がされているところでございます。

道祖委員

それは教育委員会単独ではなく、地域と話し合った結果、公民館を併設しないと、そういう確認が取れているというふうに理解していいんですか。

中央公民館長

最終的に公民館を一貫校に複合化しないということにつきましては、地域の自治会長会、または公民館運営審議会のほうにお諮りいたしまして、ご意見を尊重いたしております。

道祖委員

であるならば、地域の公民館についてお尋ねいたしますけれど、あそこの公民館もずいぶん古くなっていると思いますけれど、今後この公民館についてはどういう考え方で教育委員会として取り組んでいくのか。

中央公民館長

本年3月に最終決定いたしました地区公民館整備計画の中で幸袋公民館につきましては、現地におきまして現施設を耐震診断を行いまして、耐震補強工事の整備をおこなうということをお原則として整備をするということで計画をしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

すいません。今日視察の方、3カ所を回らせていただきましてありがとうございました。見たことありませんでしたので、実際回らせていただいてイメージの方がわかりました。まず1カ所目の穂波の方なんですけれども、今道祖委員のほうからも浸水対策のことについて言われていましたけれど、実際現地で説明を受けましたときに、新しく小アリーナ・武道場ができるころのあたりに溜桝といいですか、雨水を1度を集めてというような説明されていたと思うんですけれど。ちょっと確認になるかと思うんですけれど、これはポンプ等で排水をするわけではなく、自然に流すような形ということでよろしいでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

今お配りしています配置の中の体育館の部分並びに駐車場をその下に記載をさせていただい

ておりますが、その部分につきまして調整地を配置する計画としております。その排水につきましては、自然流下で碓川の方へ排水するという計画とさせていただいております。

永末委員

私の地元の方でもあったんですけど、やはり同じように河川が流れていて、庄内のほうでは自宅があるようなところだったんですけど、実際雨が降って増水した状態になったときに、逆にこう、そこも自然流下といいますか、自然に流れるようなつくりになっているんですけど、逆流するようなことがあっているみたいなんですよね。それに関して、ここは大丈夫なんですよ。

土木建設課長

今ご質問の件なんですけれども、逆流防止のフラップゲートというのがついておりまして、河川側が増水したときにはそれが閉まって逆流しないというふうな構造になっております。

永末委員

すいません、ちょっと専門的なことになるかもしれないんですけど、河川からの逆流はないにしても、ゲートがつくことをよって逆に圧とかがかかって排水できないということはないんですか。そのあたり分からないんですけど。

土木建設課長

今質問議員言われましたように、河川側が増水しますと当然フラップゲートが閉まりますので、排水できないような状況は出てまいります。

永末委員

川が増水しているときには排水されなくて、それが減ったときに溜まっている部分が減っていくということなんですか。

土木建設課長

そのとおりでございます。

永末委員

川の水が減るまでは溜樹といいますか、調整池でしっかりとその敷地内に降った分というのは溜めるだけの容量がなくてはいけないということですか。

土木建設課長

溜める容量につきましては、今回そこに調整池を建設いたしますけれども、その容量を超えると当然それが溢れるということになりますけれども、今回新設いたしますグラウンドにつきましても調整容量をもっておりますので、その中で調整していくということになります。

永末委員

当然、雨量のほうをすべて計算された上で、そこは被害が及ばないということを想定された上で答弁だというふうに認識します。あと一点だけなんですけれども、この碓川について現地でもちょっと説明があっていたかと思うんですけど、下流の方から整備をされているということで、お話があったと思うんですけど。その浚渫というんですか、そのあたりの説明を少し加えていただけますか。

学校施設整備推進室主幹

この碓川につきましては県営河川でございますので、県土整備事務所が管理をする形になります。工事の方については今、平成26年度をめぐり上流域の方まで計画をされているところなんです。浚渫につきましてはその分について今既に工事の完了区間については、浚渫の部分は今後そういう泥とかが溜まってアシとかが生えてきたりとかそういうことになれば予算の範囲でその分の浚渫については対応していただけるというふうに言っておられますので、あとその予算についてはですね、なかなか少ない中で活用していかれるので、教育委員会としてもその部分について要望はしていきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

吉田委員

現地を見させてもらってですが平恒の方なんですけれど、新しく農地を購入されてそこにグラウンド敷きができるということで計画図面もいただいておりますけれど、実際現地を見て私ちょっと感じたんですけれど、グラウンド敷きのすぐそばに幅の狭い農地があって民家がありましたよね。これに対してグラウンドで使用されるということで、今までは小学校のグラウンド敷きは違ったわけなんですけれど、今度新たにここに移動しますけれど、学校のクラブ活動等で球技活動をするので、フェンスから飛び出すというところがありますので、ここら辺の高さのところについてはもう決まっているのでしょうか。それとともに学校設備となると、結構騒音の関係なんかで地元住民の方も言われている方がおられるみたいな話も聞いているので、そこらについてご説明をお願いします。

学校施設整備推進室主幹

現在の防球ネットの部分につきましては、およそ今10メートルの高さで考えているところです。あと防音対策等につきましては、今後意見を出されてある地域の方と協議をさせていただきながらですね、実施設計等において対策をさせていただければというふうに考えているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

江口委員

この穂波の一貫校ですが、こちらのほうも避難所としてというお話がございました。その避難所というものに関して、こういった形で利用できるような形になるのか、次回で結構ですのでその分を資料として出していただけますか。併せて、やはりその部分をあわせて考えて設計をしていただきたいということを要望しておきます。それが1点。それとですね、予算委員会でお話をさせていただきました一中の通学の件についてでございます。その点も含めて統廃合に関して、それぞれの学校でどのような形でその統合のための作業が進んでいるのか。そしてその部分が、保護者なり地域の方々に対してどのようにお知らせをなされているのか。また、保護者なり地域の方々からの要望なり、苦情なり、質問なりをどのような形で処理をされているか、その点お聞かせいただけますか。

学校施設整備推進室主幹

今質問者の言われました、まず一中の部分について答弁させていただきたいと思いますが、予算委員会において実際に通学する生徒さんを対象とし、本年度通学方法について検討するという答弁をさせていただいているところです。現在、学校長と協議を行っておりまして、たまたま明日にはなりますけれども、学校長並びにPTA会長を含めた中で今後の通学方法等について協議をさせていただくという形をしております。この部分につきましては、来年度早々に通学の方法については周知をしなければならない形になりますので、一定の方向性については、ことしの秋頃を目処にその方法について結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま江口委員から要求のあった資料は提出できますか。

学校施設整備推進室主幹

避難所につきましては本庁防災安全課とも関わりがございますので、関係各課と協議をさせていただきながら資料については作成をさせていただきたいというふうに考えて、提出の方はさせていただきたいと考えております。

委員長

お諮りいたします。



ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

他に質疑はありませんか。

道祖委員

一中の通学について、予算委員会の中で本年度1年かけて協議していくということでした。今、担当者からのお話では明日学校長とPTAの会長と言われておりましたけれど、PTA会長というのはなんのPTAの会長なんですか。

学校施設整備推進室主幹

この一中の統合につきましては、これまで第一中学校それと、菰田中学校、第三中学校、あとは中学校の関係する小学校学校長並びに各学校のPTA会長等とですね、これまで学校名であったり、その通学路の設定であったりというところで協議をさせていただいてきたところで、それであと通学方法につきましては、その後協議の中で止まっていた部分がございます。そこで予算委員会の中でも質問がありましたように、通学方法等についてどのようになっているかということをございましたので、新たに学校に通学する方々が登校する部分のときからということで、今年度から再度協議を始めさせていただいて、その部分につきましては学校長と学校のPTAの会長を含めた中で、その方向性を一度協議をさせていただいていきたいというふうに考えています。小学校につきましては、鯉田小学校と菰田小学校になります。

道祖委員

再三言いますけれど、三中はですね、鯉田地区は自転車通学を認められていたんですよ。今度は一中に統合されれば通学路の距離が伸びると。だから自転車通学等をお願いしたいというような要望があるように聞いております。小学校のPTA会長を交えて話しをするというのはそれはそれなりに結構なんですけれど、今現行の小学生だけが一中に通うわけじゃないんですよ。地域の住民の子どもたち、孫たちが通うんですよ。それで、ここで今の学校関係者だけで決めて、それで未来永劫これはこの通りですよというふうになるとですね、いささか問題が生じるんじゃないかと思うんですよ。聞いておりますところによると、もう一中としては自転車通学は認めないというようなことを聞いておりますのでね。そこでいろいろなんでという話になってきてるわけですよ。だから予算委員会の中でもきちっと話を進めてくださいと、要望についてはよく聞いてくださいと。安全面の話をするから通学のとき安全面を考えれば自転車通学より徒歩通学のほうがいいということだろうと思います。安全面を見るとね。だけど、クラブ活動とかそんなことをやり始めたときにどうするんだと、距離が伸びて。そのときはどうするんだとかいう具体的なことはやっぱり協議してもらわないと。自転車通学が悪いと言ったたら、自転車通学が安全性の面で悪いということになるのならば、市教育委員会として自転車通学を認めているところと認めてないところがあるということはどういうことなのか。認めるとするならば、自転車による事故等はふえてきているのは事実ですから、それに対してどうやって指導をかけていくのかとか、そういう問題もあるわけですよ。ただ、PTAの会長がきて、学校長がきてそれで学校の方針はこうですと安全面だけ言って、それでこういうふうに決めましたと。もうそれは自転車通学は無理ですよと、通学方法はこうしてくださいというふうに決められる、そういうことにならないようにですね、やってほしいんですよ。地元の自治会長たちが学校関係者以外の人たちがそういう内容を知っているかといったら、知っていないですよ。そういう話がありますという報告は、私自治会長に出ていっていますけれども、聞いておりませんし、長さん会議の中でもですね、鯉田地区は長さん会議というのが月に一回あっております。私も時々時間の都合がつけばでておりますけれどそういう話も聞いておりません。あなた方だけで決めてから地元住民が知らないということのないように配慮し

ていただきたい。そういうことはできますか。

委員長

ちょっと道祖委員待ってもらっていいですか。

江口委員

今、後半で道祖委員が言われたとおりなんです。確認なんです、P T A会長と打ち合わせをしているという話がございましたが、それは統合委員会なるものですか。統合委員会なるものがあるという話をある方からは聞きました。まずはその確認をさせてください。統合委員会なるものがあるんだったらある。また別の名前であるのだったらある。それはどのようなスパンでやってどのようなメンバーでやっていて、どのような形で意見聴取をやったり、情報開示をやったりしているのか。そこを教えていただけます。

学校施設整備推進室主幹

一中の統合につきましては、そういう統合の調整をする会議というものをちょっと年度を忘れておりますが、平成23年度に設置をして、一中統合に伴いますさまざまな協議という形を行わせていただいたところです。その部分についてはまだ解散はしておりませんので存続させておりますけれど、一中のこの通学等につきましては、まず学校長の意見を聞き、それとP T A会長等の意見を聞きながら地域の方にはご説明をしていきたいというようなところで、たまたま言わせていただきましたけれども、明日についてはP T A会長までということですが、メンバーにつきましては、先ほども言わせていただきましたけれども一中関係に伴います中学校長、第一中学校、それから菰田中学校、それから第三中学校になります。小学校につきましては、鯉田小学校、菰田小学校、立岩小学校、飯塚小学校、片島小学校になります。それとあと各小中学校のP T A会長をメンバーとした組織となっております。名称については、飯塚第一中学校統合調整会議という名称にさせていただいているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

その調整会議は圧倒的に例えばね、一中に通っている学校は、立岩小学校、飯塚小学校、片島小学校なんですよ、今。それにふえて鯉田小学校、菰田小学校話し合いをしましたよ、多数決でいきましょうとやったときには、既存の人たちの方が多いいんですよ。小学校5校なんですよ。統合されるところから言えばね、3対2になっちゃうでしょう。民主主義だからといって協議をして多数決を取りましょうと。それで結果としては、既存のところが多ければね、そのままになっちゃうんですよ。その辺の配慮をして協議されてきているのかどうか。それと再三言いますが、鯉田小学校、三中が一中に、通学距離が伸びるということだけは確実にですよ。その辺をどう考えるかということなんです。あなた方はそういう具体的に今の一中の校区、菰田の校区、三中の校区になった時ですね、円でも書いてどこがどれぐらいになるかということ、そういうことは調べているんでしょう。通学距離がどれぐらいになると。徒歩でどれぐらいかかるとかというのがわかりますよね。そのところをどういうふうにするかということなんです。ただ、僕は心配しているのは今言ったような形で、話し合いをしたときにはもう今行っている一中校区で、一中という名称、一中の校歌、校章、すべて既存のままでいいといえればそれで終わるんですよ。そこがどういうふうに通合されるところ、するところに対して配慮を教育委員会としていくのかということをお尋ねしたいんです。

教育部長

今主幹の方からご説明をさせていただきましたけれども、この協議会の構成といたしましては学校関係、そして保護者代表ということで主にはP T Aの役員さんに参加をしていただいて事務局として私ども教育委員会の職員が入っておりますけれども、その中で先ほども申し上げましたように、一中校区、三中校区、菰田中学校校区のそれぞれの中学校、それから小学校の

今申し上げました関係者の皆さんにご出席をいただいておりますけれども、23年からこの協議会を発足させまして、その中でちょっと皆さん方から出てまいりましたのが、統合にかかわる問題について例えば一中校区の小学校、影響がない部分にまでその協議の中に入っても仕方がないんじゃないかというようなご意見もございまして、今回も申し上げましたように統合にかかわる菰田中、三中そして一中との協議の場をその協議会組織の中でそういうふうな協議の場を設けさせていただいておるところでございます。また、今のご質問をお聞きしますとそこですべてを決めてしまうんじゃないかというご心配が1点あるんじゃないかと思っておりますけれども、今までもそうでございますがこの協議についてどういうふうに進めていくかということから、まずは話し合いを持つ予定にしております。今のご心配な点、当然地域の意見を聞くべきじゃないかとか、他の保護者の意見を聞くべきじゃないかというようなご意見、これについても今までも出てまいりました。特に名称の問題等についてはすべて持ち帰り、その結果を持ち寄ろうというようなことで協議も進めてまいりました経験もございまして、今回の部分につきまして、明日でございますけれども、協議をさせていただくのは、まずは話の進め方をどうするかという問題でございますので、よろしく願いいたします。

江口委員

23年度からやっているわけですね。今ごろその話の進め方というのはおかしいと思うんです。だけれど、まずね、やっぱり質問なり要望なりをどうやって寄せられたやつをどうやって処理をするのか。先ほどから言っているんだけど、お答えいただけてないんですが、それが1点と、その情報開示をどうやってしているのかです。まず、この2点を教えていただけます。それぞれの保護者であったり地域の方々がおられますよね。質問なり要望なりがあると思うんです。それをどうやって寄せくださいよというお話をして、それに対してこうやって解決をしました。ないし、こうやって考えていますが、どうですかというお返しする部分はどのように進められているのでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

これまでにつきましては、PTA会長等を通して意見をお伺いしたような形になっております。その部分を学校を通して地域の方におろしていただくというふうに考えていたところですが、今回一中の通学の方法等につきましては、明日は一度PTA会長、学校で協議をさせていただいて、その後は地域に説明会を開くなりして意見をお伺いしながら、その方法についても、進め方の方法についてもですね、明日検討をさせていただいて進めていきたいというふうに考えているところです。

江口委員

先ほど道祖委員のお話の中でもメンバー構成に対する地域の方が入っていない等々に関して、やはりこのままでいいのって言う意味も含めての話だと思います。そういったことも含めて考えていただくこと、そして何より、今PTA会長を通してというお話がありましたけれど、先週ちょっと私のブログに書き込みがあったのは、以前質問をした点があったんだけど、それを1年半も放っておかれて返事がないままなんだという話なんです。どのような宿題が残っていて、どのような整理がなされているのかを、いっぺんもうちょっと考え直す必要があるんじゃないですか。そしてその寄せ方についても、PTA会長を通過してと言われてもPTA会長にどうやって連絡をしていいかわからない方々は、いっぱいおられるわけですね。どのように寄せて、どのように返す、それをもういっぺんきちんとやり直さないと、とてもじゃないけれどもうまく進むとは思いません。うちにもですね、立岩小学校の学校だよりが貼ってあるんです。最近4枚ぐらい貼ってあったんだけど、1回たりとも学校統合の一中の問題に関してのお知らせってないわけですよ。やはりそこら辺は全然できていないというのが現状だと思います。この問題は一中に限らずですね。ほかのところもあるわけでしょう。それも含めてきちんと整理していただいて、またその結果も含めて報告をいただきたいと思っています。ぜひその分

については次回で結構ですので、教育委員会としてどのように考えるのか、そして各学校とどうやって打ち合わせをしてやっていくのか。ぜひ資料として提出していただきたいと思いますが、委員長において、お取り計らいのほどをよろしく願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求のあつています資料は提出できますか。

学校施設整備推進室主幹

今ありました教育委員会としての考え方の部分について、ある一定の整理をさせていただいて報告をさせていただきたいというふうに考えます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:24

再開 13:24

委員長

委員会を再開いたします。

学校施設整備推進室主幹

地域の方に対する広報の仕方、並びにその集約の方法、その考え方、やり方というようなところについて、どのようにやっていくかというところを私たち事務局のほうで協議して報告をさせていただきたいというふうに考えます。資料については、その分を整理させていただいて提出をさせていただきたいと思います。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 13:25

再開 13:28

委員長

委員会を再開いたします。

江口委員

資料のほうよろしく願いいたします。これから運営の仕方を考える時に、決定したものについては報告しているって話はあるかもしれないんですが、何が残っていて今どういった状況なのかってやつがやはりそれぞれでわかるようじゃないと皆さん不安なんですよ。1年半ほったらかしにされたというね、そうじゃないかもしれないけれど、そう思っておられる方がおられるわけです。現状こういった問題に関してこうやって検討しております。じゃあ、今しばらくお待ちくださいなのか、いつごろまでには決定いたしたいと思います、ご意見をお寄せくださいなのか。そういった部分も含めてきちんとやっていただきたい。学校側が決めることというお話があるかもしれないんだけど、こうやって統廃合になってくると、やはりその学校だけでできないのも現実ですよね。だからこそ教育委員会が事務局として入っているという話がありましたけれど、もっと積極的に教育委員会としてコミットするべきであると申し添えておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

飯塚第一中学の通学方法の問題については、特に菰田と鯉田の方々からいろんなご意見が  
っているかと思いますが、これだけ距離があって自転車通学が駄目だっていうことになると、  
もうあと送りしかないんですよ。スクールバスを出すかとか。そうなるとクラブごとに終わる  
時間も違うので、そこら辺はもう皆さん言われているようにPTA会長だけではなくて、PT  
Aというのはもともと保護者全員がかかわっているということが大前提なので、江口委員が言  
われたように教育委員会が直接質問を受けるのではなくて、学校のPTAでいろんなご意見を  
集めていただいて、それをいろんな意見がでますけれど、多分関係8校の意見で重複している  
ものがあるかなと思うんですよね。だからそれを各学校で調整統合委員会の中で、まとめて  
もらったものを今度は教育委員会として返事をする、その返事に関しては、鯉田もやってい  
ましたけれど、中学校だけではなくて各小学校の学校だよりとか、またその小中一貫校の会の  
名前で1枚プリントをお返しするというような方法を頻繁にやっていただければ、皆さん納得  
というか、されるんじゃないかなと思いますし、また鯉田がやっていたのは地域の方々にも同  
じようなプリントを自治会長さんなりに渡していただければ、また地域のご意見なんかも反映  
されて、よりスムーズに進むのではないかなと思いますので、先進地がもう既にあるわけな  
のでそこを見習ってやっていただきたいというふうをお願いをしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。